

代表者会議記録

令和5年5月16日（火）

杉並区議会

目 次

特別委員会の設置動議について	3
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について	3
臨時会について	4
臨時議長について	4
正副議長選挙の開票立会人について	5
本会議の説明員について	5
委員会の人数構成について	5
本会議初日終了後の会議予定について	6
その他	
(1) 一般質問における写真撮影について	6
(2) 傍聴者の撮影等の許可について	7

代表者会議記録

日 時	令和5年5月16日(火) 午前9時58分～午前10時09分
場 所	第3・4委員会室
出席代表者 (5名)	幹事長 吉田 あい 幹事長 山田 耕平 幹事長 ひわき 岳 幹事長 川原口 宏之 幹事長 安齊 あきら
欠席代表者	(なし)
代表者以外 の出席議員	(なし)
出席理事者	(なし)
事務局職員	事務局長 喜多川 和美 事務局次長 村野 貴弘 庶務係長 久保井 悦代 議事係長 蓑輪 悦男 担当書記 出口 克己

(午前 9時58分 開会)

事務局長 これより代表者会議を開会する。

《特別委員会の設置動議について》

事務局長 初めに、先日の代表者会議において特別委員会の構成について合意が得られたので、臨時会で設置動議を提出していただく必要がある。

特別委員会の設置動議について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧いただきたい。先日の代表者会議において特別委員会の構成について協議いただき、合意をしたところである。特別委員会の設置については、臨時会で通例、特別委員会設置の動議を提出していただいております、案を作成した。

1枚おめくりいただきたい。委員会名、定数、付議事件については、資料1の2枚目の設置表に記載している。また、動議の提出者については、これまでも第1会派の幹事長から提出いただいているため、吉田幹事長の名前にしている。確認のほど、よろしくをお願いします。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、特別委員会の委員会名、定数、付議事件については、設置表のとおりでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 また、動議については、吉田幹事長から提出していただくということでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、そのようにさせていただきます。吉田幹事長、よろしくをお願いします。

《東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について》

事務局長 次に、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について、次長からお願いします。

事務局次長 5月10日の代表者会議において、候補者の推薦について臨時会の議題にすることを決定した。申合せにあるとおり、推薦する議員の決め方については、議運理事会及び議会運営委員会で決めることとしているが、改選後でいずれも存在しないため、代表者会議で方法を決めていただければと思う。方法としては、これまでと同様、出席議

員全員により、単記無記名で投票により行い、最多数を得た者1名を候補者として決定し、得票数が同じときはくじで決める扱いとしてはいかがか。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、決める方法については、投票により行うということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 この件については、代表者会議で御了解いただいたということで進めさせていただく。

《臨時会について》

事務局長 次に、臨時会について、次長からお願いします。

事務局次長 臨時会は5月19日金曜日午後1時招集。会期は、先日の代表者会議で説明のとおり4日間。日程（案）については、SideBooksに登録した上でLINE WORKSで全議員に周知している。臨時会の議事進行については、自治法に基づき臨時議長を立て、仮議席の決定、そして議長選挙を行い、その後の議事については新議長が行う。議案等を含め、追加の議事日程を配付した後、議席の指定、会期の決定、副議長選挙、常任委員会・議会運営委員会委員の選任、特別委員会の設置、委員の選任、議案説明、委員会付託、報告説明、承認議決などの予定。その後、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦を予定している。

なお、臨時会初日終了後に正副委員長互選や協議または調整の諸会議を予定している。説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明につきまして、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、臨時会については、説明のとおりなので、御了承いただきたい。

《臨時議長について》

事務局長 次に、臨時議長について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 自治法の規定により、臨時議長については、年長議員の井口かづ子議員にお願いしますことになる。吉田幹事長から井口議員への伝達をお願いします。

説明は以上である。

事務局長 この件については、自治法の規定なので、そうしたいと思う。井口議員には吉

田幹事長からお伝えいただくよう、よろしく願います。

《正副議長選挙の開票立会人について》

事務局長 次に、正副議長選挙及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦に係る開票立会人について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 先日の代表者会議において、会議録署名議員について説明をした。正副議長選挙及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦に係る開票立会人についても同様である。

繰り返しの説明となるが、申合せに規定しているとおおり、議席番号1番から昇順、48番から降順、計2名を指名する。ただし、選出される2名は同一会派とならないようにする。この申合せのとおり進めたいと考えている。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明につきまして、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件については御了承いただきたい。

《本会議の説明員について》

事務局長 次に、本会議の説明員について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症の流行以降、本会議の説明員は、答弁等の予定されている者のみ出席していたため、本会議の席次についても、間隔を空けて日ごとに着席位置を調整していた。

資料を御覧いただきたい。第1回臨時会以降は従来のように固定の席とし、資料のと通りの予定である。

なお、令和5年度の組織改正では、新たに文化・スポーツ担当部長が新設となり、区民生活部長と兼務となっている。兼務職のため、席次はない。

説明は以上である。

事務局長 この件については、説明のとおりなので、御了承いただきたい。

《委員会の人数構成について》

事務局長 次に、委員会の人数構成について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧いただきたい。常任・特別委員会、議会運営委員会の人数構成の資料である。委員会の人数構成について、事前に各会派の希望を事務局で確認し、結

果は資料のとおりである。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、委員会の人数構成であるが、交渉会派については、資料のとおりで決定させていただく。各委員会の所属議員の個名については、5月16日火曜日までに事務局へお伝えいただきたい。非交渉会派は、明日の非交渉会派説明会で調整する予定である。

《本会議初日終了後の会議予定について》

事務局長 次に、本会議初日終了後の会議予定について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧いただきたい。資料のとおり、19日金曜日午後1時から本会議を開会し、本会議初日終了後、順次会議を予定している。各会派所属議員への伝達をお願いします。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、ただいまの説明のとおり、19日の本会議初日終了後、各種会議を予定しているので、各会派所属議員へお伝えいただきたい。

《その他》

(1)一般質問における写真撮影について

事務局長 次に、一般質問における写真撮影について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 これまでの本会議において、一般質問、代表質問、予決特の意見開陳時に登壇する各議員の写真を撮影していたが、一般質問については登壇時の写真を議会だよりに掲載しておらず、事務局は使用していない。代表質問、予決特意見開陳は登壇時の写真を掲載している。事務局の事務の効率化及び負担軽減のため、第2回定例会から、一般質問については事前に希望する議員のみの撮影としたいと考えている。

なお、希望者については、事前に事務局にお申し出いただくよう、各定例会前にLINE WORKSにて周知する方法を考えている。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明につきまして、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、説明のとおりとするので、各会派所属議員へお伝えいただきたい。

(2)傍聴者の撮影等の許可について

事務局長 次に、傍聴者の撮影等の許可について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 令和4年第3回定例会において、傍聴者が他の傍聴者が不快に感じる不適切な写真撮影を行った事例があった。当該傍聴者については、申合せの第10章第2、撮影、録音等の許可申請遵守事項の他の傍聴者の迷惑、傍聴の妨げとなる行為、また危険な方法での撮影、録音をしないことを守らなかったことから、議長が本会議における当該傍聴者の撮影、録音及びパソコン、スマートフォンの利用を含む使用許可をしないこととし、その後の議会運営委員会にて第3回定例会中の各常任・特別委員会でも同様の扱いとすることを決定した。

当該傍聴者に対しては、傍聴自体は権利として認めつつ、撮影、録音及びパソコン、スマートフォンの使用については、継続して許可しないこととしたいと考えている。また、この件は議長から議長への引継ぎ事項として行いたいと考えている。

なお、今後、当該傍聴者の行動が改善される場合については、議長への引継ぎの際に対応を見直すこととしたいと思うが、いかがか。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明につきまして、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、説明のとおりとしてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 では、そのように決定させていただく。

本日の日程は以上である。ほかに皆様からあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 では、ないようなので、本日の代表者会議を閉会する。

(午前10時09分 閉会)